

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 森 誠一

1 日 時

平成31年2月4日（月） 午後3時01分から
午後3時56分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、鴛海豊、土居昌弘、元吉俊博、小嶋秀行、久原和弘、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、古手川正治、守永信幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

団体指導・金融課長 田邊隆司 ほか関係者

7 出席した参考人の職・氏名

大分県農業共済組合長理事 阿部順治

8 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

9 会議の概要及び結果

- (1) 大分県農業共済組合長理事阿部順治氏を参考人として招致し、意見聴取を行うことを全会一致をもって決定した。
- (2) 大分県農業共済組合における新たな収入保険制度の取組及び県内農業者の加入状況等について、参考人から意見聴取を行った。

10 その他必要な事項

な し

11 担当書記

議事課議事調整班 主幹 秋本昇二郎
政策調査課政策法務班 主幹 光延慎一

農林水産委員会次第

日時：平成31年2月4日（月）15：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 参考人出席要求の件

3 参考人からの意見聴取

(1) 大分県農業共済組合における新たな収入保険制度の取組及び県内農業者の加入状況等について

4 その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は麻生議員、古手川議員、守永議員に委員外議員として出席いただいております。ありがとうございます。

本日はこの後、今年1月から開始された農業共済組合の収入保険制度について、大分県農業共済組合の阿部順治組合長理事をお呼びし、制度の概要や県内の加入状況等を伺うことになっております。

本来であれば、昨年内に行うことを予定していたのですが、大変お忙しい時期の開催になり、委員の皆さま、そして委員外議員の皆さまには御迷惑をおかけしますけれども、有意義な勉強会というか参考人招致の時間にしたいと思しますので、どうぞ御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お諮りいたします。

本日の調査に係る参考人として、阿部順治氏に出席を求め、御意見を聴取したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、参考人をお呼びしますので、しばらくお待ちください。

〔参考人、参考人補助者入室〕

森委員長 それでは、まず私から御挨拶を申し上げます。

大分県議会農林水産委員長の森誠一でございます。豊後大野市の選出です。よろしく申し上げます。

本日は、大分県農業共済組合阿部順治組合長理事、また、高野伸治参事、大崎真一郎事業部長においでいただきました。大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。委員会を代表して、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年も日本各地で記録的な豪雨や猛暑、大きな台風や地震の発生など、多くの自然災害により農林水産業にも大きな被害が生じました。自然災害等のリスクに備える、農業共済の必要性が改めて認識されたところです。

また、県では水田農業からの転換を図り、園芸作物の振興を行っているところですが、新たな品目への挑戦は、農業者にとって大きなリスクでもあります。

本年1月に開始された収入保険制度は、これまで対象とならなかった作物を含め、また、価格低下なども含めた収入減少を補償する画期的な保険だと伺っており、農業者の経営安定と県内園芸作物の振興に大きく寄与するものと期待しております。

本日は、収入保険制度の概要や県内農業者の加入状況などをお伺いして、今後の委員会審査の参考とするため、阿部組合長に参考人としての出席をお願いした次第であります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この後は委員及び委員外議員から自己紹介を行いまして、その後に参考人、補助者の自己紹介をいただき、収入保険制度の説明をいただくようお願いいたします。

なお、この参考人招致は本来、昨年内にということで計画していましたが、年を明けての開催となりましたことをお詫び申し上げます。

それでは、委員の皆さまから自己紹介をお願いします。

〔委員、委員外議員の自己紹介〕

森委員長 それでは、まず参考人の自己紹介と御挨拶からお願いいたします。

阿部参考人 それでは、私から一言お礼、御挨拶を申し上げます。

平素は、私ども農業共済組合に格段の御支援、御協力をいただいておりますことに、心から厚くお礼申し上げます。

また、本日はこのような収入保険に関する説

明の機会を大分県議会農林水産委員会に持っていただきまして、誠にありがとうございます。重ねて厚くお礼を申し上げます。

さきほど委員の自己紹介でもお話がありましたが、久方ぶりに久原さんや元吉さん、そして麻生さん、古手川さんの各県議にお目にかかりまして、大変懐かしく思っているところでございます。

また、先般の収入保険発足の夕べには、森委員長にはわざわざお越しいただきまして本当にありがとうございました。

御承知のとおりNOSA Iは、70年を超える期間、国の災害対策の基幹制度である農業共済制度を運用、農業者のセーフティーネットとしてその役割を果たしてまいりました。

平成30年度、NOSA Iは農業者の所得補償にさらに充実を加える収入保険制度を導入いたしました。

全国10万戸の加入、そして、我が大分県におきましては1,700戸を目標として推進をしておりますが、現時点では、全国では約3万5千経営体、うち大分県では710の経営体が加入し、目標に対し約42%を達成したところでございます。

後ほど事務方から詳しく説明があろうかと思いますが、42%の達成率は、現在全国で第5番目ぐらいの位置を占めているところでございます。

10万戸の経営体を目標としていましたが、3万5千余ということで、約3分の1しか到達しておりません。

その大きな原因につきましては、今一度の制度の周知徹底がなされなかったのかなど。そして、農家が来年辺りに入ってみたいんだけど、今年は見合わせるようなこともあったようです。

現在、収入保険自体の制度見直し要望を含め、今後のクリアしていかなければならない課題を暫時整理しているところですが、何に増しても一層の関係者への広い制度周知と、行政には農業者のセーフティーネットとしての理解と推進に向け、その支援を期待するところでございます。

特に収入保険は、米政策の見直しに対応する水田畑地化に伴う園芸品目の導入に力を入れており、大分県農業の確実な後ろ盾となっているところでございます。

本日はこれを機に、さらなる御理解をお願い申し上げます。収入保険の具体的取組につきましては、所管の副参事より説明をさせていただきます。

本日は充実した機会をいただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

森委員長 よろしくお願ひします。

それでは、補助者の方からも自己紹介をお願いします。

高野参考人補助者 参事を務めております高野と申します。せっかくの機会を与えていただき、大変ありがとうございます。

大崎参考人補助者 副参事兼事業部長をしております大崎と申します。どうぞよろしくお願ひします。

森委員長 それでは、説明をしていただいでよろしいですか。

大崎参考人補助者 それでは、資料に基づいて御説明します。

まず、お手元の資料の1ページ目をお開きください。

我々の組織、大分県農業共済組合の概要ですが、昭和22年に公布された農業災害補償法を根拠に設立された団体です。災害等の不慮の事故によって受ける損失を共済事業、いわゆる保険の形で補填をし、農業経営の安定を図ることを目的としている団体です。

さらに、昨年4月に農業災害補償法から農業保険法と名前が変わりまして、その中で、今までやっていた共済制度に加えて収入保険制度が新たに開始されました。これによって、青色申告農業者に限られるんですけども、限定されていた作物から、おおむね全ての農畜産物が農業保険の対象となったところです。

その下に表がありますが、制度共済というのが五つあります。この制度共済は、国が掛金のおおむね半分を補填するものです。あとは、組

合独自で行う任意共済ということで、建物共済と農機具共済の二つがあります。

共済目的のところを下線を引いたものが、大分県で引受けをしている品目です。これだけに限られていまして、特に畑作においては、いくつか制度としてはできるものもあるんですが、現在、大分県では大豆しか引受けをしていないところです。

それから2ページ目の組織ですけれども、我々の組織は、今年の1月末現在で職員数138名、それから、下の表にあります四つの支所、二つの出張所、三つの家畜診療所という形で事業を運営しています。

それぞれの運営を行うのが、組合員の代表である総代140名、理事16名、幹事3名、職員138名で事業をしているところです。

3点目の組合運営ですけれども、組合はどういうもので運営をしていくかということです。原資となる一番大きなものが国庫補助金です。これは、29年度は国から7.2億円。事業規模に応じて国から配分される補助金で、全国で約370億円がそれぞれの事業に応じて各県に配分されます。それから事務費賦課金で1.2億円。これは、左の制度共済事業の引受規模に応じて組合員から徴収する事務費です。それから任意共済事務費で3億円。これは、建物共済、農機具共済における農家の方々からいただく事務費賦課金です。最後に受取利息で1.2億円。これは、事業ごとに積み立てられている余裕金の運用利息です。このような収入をもって組合を運営していくというものです。

それから、農業共済団体の取り扱う農業保険は、さきほど言いましたように、共済制度と収入保険があります。

農業共済制度は、20年間で収支が均等——出した掛金と支払った共済金が同じになるように掛金率を国が定めます。なおかつ、掛金については国庫がおおむね5割を補助した掛金で、これを共済組合に納めて、共済組合は国庫に再保険を行い、被害に遭ったときには共済組合が共済金を払うんですけれども、深い被害のときには国から共済組合に対して保険金が出ると。

それを合わせて、共済組合が農業者に保険金や共済金を支払うというものです。

掛金の国庫負担割合は、そこの下の表に書いてあるとおりです。ただ、この掛金は、掛け捨てになります。

それから、この掛金ですけれども、国庫負担金を含めて共済金の支払以外に使われることはありません。万一、剰余が生じた場合は、大災害に備えた積立金という形で、共済組合あるいは国に残るといいます。

共済組合に残ったものは、その一部については総代会の議決を経て、損害防止事業——重大対策であったり、そういうものに使われるというものです。

それから、農業共済制度の概要はそこにありますけれども、収穫共済制度と資産共済制度という二つであります。

特徴としては、米印にありますけれども、収穫共済は、原則は収量の減少についての補償で、価格低下に対応していません。基本的には量だけで見るとというのが、農業共済制度の特徴になっています。

それから2点目が、資産共済制度で、持っている資産を補償する制度です。建物は100%ですけれども、家畜あるいは園芸については、おおむね8割までを農業共済制度で補償します。基本的には時価額に対しての8割ですけれども、米印にあるように園芸施設共済、オプションで別にほぼ新価の状態の8割までは補償できるということになっております。

右が、引受方式と補償割合です。もう細かな説明はしませんけれども、基本的には、一番上の品質方式ですが、JA等への出荷実績に基づく方式、それから2番目の全相殺方式も、同じくJA等への出荷実績に基づく方式ということで、出荷実績に基づく方式であれば信ぴょう性が高いので、最大の補償割合は90%になります。その下の80%は、今度は見た目——組合員が定めた評価員が評価をやるもので、これが8割です。その他7割、6割と、引受方式に応じて補償する限度が決まることになります。

5ページですが、30年度はまだ終わって

ませんので、29年度の引受実績を載せています。

引受率のところを見ていただきたいんですけども、水稻が92.6%、麦が95.1%ということで、これは30年度も同じような数字です。ただ、30年までは当然加入ということで、25アール以上の栽培者は、本人の意思に関わらず共済関係が成立をするというもので、引受率がこのような高い率になっているところなんです。

ただこれは、麦では既に昨年10月に31年産の引受けを行ったんですけども、このときに当然加入がなくなって任意加入ということになりました。それでも、おおむね前年並みの加入申込みがあったところで、我々もほっとしているところなんです。

問題は水稻で、これが今年の春から引受けを始めるんですけども、任意加入になるということで、どれだけの引受けになるかということ、今から我々も一生懸命行動してやっていきたいと思っているところなんです。

それから、家畜が乳牛と肉牛で55.2%と80.1%と、ちょっと低いようにありますけれども、これは実は有資格数の中に、家畜は胎児まで引受けできるものですから、それを入れているので、そんなに低くなるんですけども、実質的には、どちらも9割以上の引受率になっているということで御理解いただきたいと思えます。

果樹は様々な要因があって、若干低い引受率です。大豆もおおむね9割の引受率で、園芸施設が6割ぐらいの引受率にとどまっているところなんです。

それから、その右のページが最近3年間の共済金支払実績です。

一番上の水稻だけを例に取ってみますと、29年産で、国庫の負担した掛金と農家の負担した掛金が2億7,780万4千円ありますけれども、これに対して1億8,163万3千円の共済金を支払っています。国庫と組合を合わせた収支は9,617万1千円で、出した掛金に対してそれぐらいの差が出ているということで

す。

真ん中の右の辺りにマイナスの印がありますがけれども、これは今まで積み立てた積立金の中からマイナスになった分を補填して支払ったということです。

7ページに移りまして、2点目ですが、我々が今年から始めた収入保険制度の開始理由です。

農業共済制度には、いくつかの課題がありました。対象農産物が限定されていること。それから価格の下落に対応していないこと。あるいは対象となる事故範囲が狭いこと。この課題に対して5年間の調査を行い、青色申告者に限られるんですが、おおむね全ての農畜産物を対象とした収入保険制度が開始されることになりました。この制度は、今年1月1日から決算年度となる農業経営体に対して開始することになっています。

仕組みですけども、まずその下に基準収入額と書いた図があります。どういうものを補償するかというのですが、真ん中にある5年間の販売収入金額の平均であり、所得ではないんです。農産物等の販売収入金額の5年間の平均がその方の1年間の基準収入額になります。ただし、修正はあります。1年だけ被害が大きくなって平均が下がるとか、あるいは面積を拡大するとか縮小するとか、そういう場合がありますので、単純平均ではなくて一部修正はあり得るということです。

この中で基本となるのが、ブルーで示した保険方式というものです。これが最高8割まで農業者の選択で加入することができます。右の枠に保険方式：基本方式と書いていますけれども、補償割合は5割から8割の範囲で選択が可能です。なおかつ支払率というものがあります。つまり8割を全部補償するのではなくて、最高でも補償割合の8割に支払率9割を掛けたものが保険金として受け取れるものになります。

保険料ですけども、基準収入金額が1千万円の場合は、農業者は3.9万円、同じく国が同額の3.9万円、合わせて7.8万円を払ってこの基本方式に加入します。これは掛け捨て部分になります。別途、事務費が2.2万円か

かりますので、簡単に言うと、過去5年間の販売収入金額の平均が1千万円であれば、おおむねその1%、つまり10万円が掛け捨ての保険料になるというものです。

その上に、今度はオプションで積立方式というものがあります。これは保険方式の8割から上の部分、80%から90%の間の範囲に加入するもので、掛金は積立てになります。積立方式の補償割合は10%か5%のいずれかを選択することになります。なお、こちらも同様に支払率があります。

積立金は、基準収入金額1千万円の場合は、農業者が22万5千円、国庫はその3倍の67万5千円、つまり合わせて90万円を積立金として保険金の支払い財源とするというものです。

その図の下に、保険方式の保険金額100万円当たり4,800円の農業者負担保険料と載せていますけれども、さきほど言い忘れましたが、資料の5ページに現在の共済金額100万円当たりの農家負担掛金を入れています。水稻であれば、1万1,763円になりますけれども、収入保険ではかなり低くなっているところです。

加入資格ですけれども、もう何度も言っていますが、個人及び法人の青色申告農業経営体としています。よく全国的に、なぜ青色申告者に限ったのかという質問があるんですが、国庫を投入する、国が掛金を負担して積立金を補助するという、他の事業にはない制度であることから、正確性が要だということ。青色申告者は日々の取引を記帳する義務があるということで、青色申告農業経営体に限定してスタートしています。

なお、4年間はこの形でいきます、細かなところに至っては都度都度の変更は発生しますけれども、大きなところは4年後にもう一度見直しを行うことになっています。

加入できる作物は、マルキン等の対象作物を除いた全ての農畜産物です。マルキンというのは、牛マルキンとか、豚マルキンとか、あるいは肉用子牛生産者補給金制度等々があります。これらの対象となるものについては収入保険に

は加入できないというものです。

理由としては、国庫が投入された制度であること。それと、マルキン等は収入保険よりもっと補償が手厚いので、そちらを選んでいただくことになります。

それから、3点目が、保険の対象となる要因です。その下に補償対象外となるものを書いていますけれども、捨て作り、あるいは意図的な安売りといった、保険金をもらうことを目的として行ったもの以外は、ほとんどが保険金の支払い対象になります。

補償対象ですが、一番上にあるとおり、自然災害とか病虫害、獣害等、これがこれまでの農業共済での補償の範囲でした。それに加えて物余りや品質低下、あるいは風評被害等の価格低下も補償対象になります。その他として、盗難や運搬中の事故、この頃は輸出も増えてきますので為替変動による販売収入の減、あるいは販売先の倒産で回収できなかったもの、そういうものも全てこの収入保険の対象になります。

では、どういうものがその保険の対象となる販売収入かということですが、まず一番大きなものは農産物の販売金額です。その販売金額に含まれるものは、当年農産物の販売金額、それに畑作物の直接支払交付金、いわゆる麦、大豆に払われる数量払の分、これは量に対して払われる分なので販売金額とみなしていいだろうということで、これは含まれます。それから、税法上農業所得として扱われる簡易な加工品、あるいは稲わら等々も販売収入金額に含まれるということです。

ただし、除かれるものとして他から仕入れて販売した金額、自分で作らずに他の人から買い取って販売した金額、これは販売金額に入りません。あるいは原材料の大部分が自分で作った作物以外の加工品、いわゆるジュースとかケチャップとか、こういうものも販売金額から外します。それから、栽培しないで野山から収穫する山菜等の販売金額も外します。それから、農作業の受託料、あるいはWCSや飼料米等に係る交付金、これも補償の対象から外すというものです。

そのほかに事業消費金額で、加工品でもジュースとかケチャップであっても経理処理上は事業消費等で処理しているものは含まれます。あるいは小作料で現物支給をする——田を借りてお米を払った場合は販売金額に含まれます。それから最後に、期末の棚卸し金額——年内に売り残したのも販売金額に含まれます。

類似制度との関係ですけれども、国費が投入されている類似制度との併用加入はできないということです。類似制度とは、国庫負担を伴う各種政策を指します。ただし、県独自の政策は含まれません。例としては、農業共済あるいはナラン対策、あるいは野菜価格安定制度、それから加工原料乳生産者経営安定対策、こういうものとの併用加入はできません。我々の団体でいえば、農業共済に入っているのに、収入保険に入ることはできないということです。どちらかを選ばなければいけないということになります。

それから、収入保険の実施団体ですけれども、収入保険は、農業共済組合が事務を執っているんですけれども、この農業共済組合を構成員とする全国農業共済組合連合会が東京にあり、ここが実施主体になります。実施主体になるということはどういうことかという、これに係る国からの補助金等は、この全国農業共済組合連合会に入ります。事務を執っている我々の農業共済組合は、その全国連合会から事務費の一部をもらう形になって、全国の農業共済組合へ業務委託していることになっています。

したがって、収入保険に係る加入申請等は共済組合がやるんですけれども、保険料は我々の共済組合を通ることなく、直接全国農業共済組合連合会が徴収を行うことになります。また連合会が、国に再保険を行っているところです。

それから、大分県の加入状況です。冒頭に組合長からも申しましたけれども、31年1月1日から決算始めとなる経営体を対象として開始される制度で、全国連では青色申告農業者の25%にあたる10万経営体の加入を目標に掲げて、加入推進に取り組みました。

本県でも、一昨年の秋からアナウンスをやっ

て、青色申告農業経営体6,906戸——これは税務署からの提供データですけれども、その25%として1,700戸の加入を目標に加入推進活動を行ってまいりました。

その結果、12月31日時点での加入申請は、主として個人になります。法人は決算期に合わせた加入になりますので、法人はまだまだこれからというところですが、三つの事項を要因として710戸程度にとどまっているところです。その達成率は42%で、組合長が冒頭言いましたけれども、全国順位では5位程度になるのかなという状況にあります。

まず1点目の理由としては、青色申告農業者情報の把握が不完全であること。6,906戸という税務署の報告があるんですけれども、これに対して、今我々が持っている青色申告農業者の数は4,800戸程度、まだ2千戸程度が分からないと。主には野菜価格安定制度に入っている農家が多いかと思うんですけれども、その野菜価格安定制度の方を継続するということが、なかなか情報を得られていないというのがありますけれども、そういう方がいらっしゃるということです。

それから、初年度の積立方式に係る積立金の大きさです。さきほど1千万円で、積立金が初年度は22万5千円と申しました。これが1億円規模になると、225万円という形になりますので、これが非常に大きいということと、それから、初年度であることでの様子見ということになります。

それから3点目が、さきほど言いましたように、野菜価格安定制度の継続選択者が非常に多かったということです。この傾向は全国でもおおむね同じですが、12月末までの目標達成の進捗率は25%、全国では10万戸に対して約2万5千戸を見込んでいるということです。

これから1月1日以降に決算年度が始まる法人に対して加入推進をやっていくことで、最終的には大分県としてもまだまだ伸びる、特に農業法人は7月始まりとかが多いので、その辺がまだこれから伸びていくのかなというところではあります。

最後に大分県への要望ですけれども、共済制度でも農作物共済で当然加入制度がなくなります。無保険者をなくす十分なアナウンスにまた御協力をいただきたい。本日の農業新聞にも、水稻に関する部分が少し出ていましたけれども、無保険者をなくすというのが我々の使命ですので、それにも御協力願いたいと。

それから2点目が、それぞれの保険の選択ですが、いろんな保険があります。これはあくまでも農業者個々ができるんだということです。さきほど言いました野菜価格安定制度については、部会の中で決まっています農業者個々の選択がなかなかできないという状況もあります。これは、我々も気持ちは分かりますけれども、時間をかけてでも、いやいや、そんなことはないんだ、農業者が選んでいいんだということを県、その他の行政の方々からも伝えていただけたらという思いがあります。

それから3点目が、まだまだアナウンスが足りない部分もありますので、農業者が集まるという場所があれば、その情報提供あるいは出席依頼を行っていただきたいというお願いして終わりたいと思います。

森委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。それでは、委員の皆さまから御質疑等があるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

元吉委員 言葉の意味がよく分からないんですけど、マルキンとは何ですか。

大崎参考人補助者 マルキンというのは補償制度です。家畜が主なんですけれども、飼料価格が上がったりとか、なかなか農家の収入が思うように得られないときに補填金が出ます。積立ての形ですけども、そういう制度です。

元吉委員 制度の名前なんですね。（「はい」という者あり）

森委員長 分かりにくいですね。

では、私から。収入保険制度はこれまでの農業共済では対象にならなかった作物も対象になるということで、メリットがいくつかあるということでした。

先日開催された収入保険発足の夕べでも分か

りやすく説明をいただいたと思うんですけど、例えば、収入保険制度にこんなことでメリットがあると分かりやすく農家に伝える際に、どういったことが代表的なメリットとしてあるのかということ。また、新規に新たな作物に取り組もうとした場合に、この収入保険制度に入っていることによってどういうメリットがあり、規模拡大や畑地化に関しての効果があるよということは、冒頭にも説明をいただいたんですけど、もう少し具体的に教えていただければと思います。

大崎参考人補助者 まず1点目の規模拡大についてですけれども、今まで1町の田でお米を作っていた場合、我々が調べて過去の反収単価をそれぞれ出します。今まで1町作っていて平均500万円の販売収入があったと。ところが、今年はそれを2町に増やすんだというときには、過去の反収単価をその2町に掛けますので、単純に言えば、過去平均が500万円であれば、1千万円までの販売収入金額の補償が可能になります。

新たな挑戦についても同様です。今まで作ったことのない作物を作る。これは本人の過去のデータがありませんので、それは大分県の地域の反収単価であったり、もっと珍しいものを作るのであれば、全国の平均の反収単価、それに面積を掛けてその部分を伸ばしていくことで、基準収入金額を過去の平均にとどまらず、新たに作った作物分を増やしていくことができます。

あと、大きなメリットとしては、要は保険金をもらおうという意図はなくて、どうしてもない状態で、販売収入金額が減ったものに対して補償をするというのが一番大きいものです。

野菜価格安定制度というのは単価が落ちたときには補償するんですけども、あくまでも出荷した量に対してになります。もともとできなかったら、それは価格が落ちてダブルパンチになるだけですけども、収入保険はそのダブルパンチを食らわずに、量がなくなった、あるいは単価も下がったというものまでも補償するのがメリットとしては大きいのかなと思います。

森委員長 1, 700戸の加入目標に対して今

700件程度ということで、これは1月の時点だと思えます。これはいつまで加入申し込みを
するとか、年度の考え方とかは。すみません、
基本的なことでも申し訳ないんですけど。

大崎参考人補助者 個人は決算始めが1月1日
になりますので、12月31日までが申し込み
期限になります。法人については、決算始めの
前日まで、4月1日から決算が始まる
ところであれば3月31日までが加入
申し込みであって、さっき言いました
ように農業法人は、麦の生産が
終わった7月ぐらいからとかが多い
んですけど、そういうところは6月30日
までが加入申し込みということになり
ます。この1年間も決算期に応じて
だんだんと申請をやっていくという
形になります。

高野参考人補助者 委員長よろしいですか。

森委員長 はい、高野参事どうぞ。

高野参考人補助者 さきほど言いました
メリットは、我々も農業者に伝え切れ
なかったということがあるんですけど、
もっと言うと、農林水産省も我々に
言うんですけど、例えば、御高齢の方
で夫婦で一緒にやられているんですけど、
突然、どちらかが亡くなった。これ
によって一人では作業ができなくな
って農業収入がダウンをした。こう
いうものも対象になります。

記憶に新しいのは、昨年の北海道の
胆振東部地震ですね。ああいう場合
でも本当にこの制度があれば。税制
年度で我々はスタートするもので、
今回についても確定申告を行う31年
1月1日から12月31日までの通常
であれば個人経営体の方を対象にし
ますが、その前の12月末までが加
入時期なんですね。北海道胆振東部
地震があったときには、この制度が
まだ税制年度上スタートしていなか
ったので大変だったんです。あの時
も我々のところに全国農業共済協
会の会長が来て、ちょうど委員長も
いらっしゃった収入保険発足の夕べ
の中でも言ったんですが、例えば、
野菜などを摘果する、農作業するた
めに近所のパートの女性の人を雇っ
ている、でも、電車も交通機関も全
然ないために作業ができない、こう
いう場合も対象になります。です
から、今までこういうことはなかつ
たという

のが広く対象になります。

大分県の例でいえば、例えば日田だ
と、若い経営者が台湾になしの出荷
をやっているわけですね。生産物と
しては立派なものできて、出した
けど、為替変動の関係で赤字とは
言いませんけど、思ったより収入額
は上がらなかったというものに対
しても支払いの対象になります。

こういうものが対象になる保険とい
うのは、他になかったんですね。こ
ういうところをもっと農家の方に
伝えていけばというのが、我々の
反省点であります。

元吉委員 今までの共済制度の農家
負担金100万円当たり、例えば、水
稻の場合1万1,763円になって
いるんですけど、今度の収入保険
制度でいくと、4,800円になる
ということですか。

大崎参考人補助者 そうです。

元吉委員 掛金も安くなるわけ
ですね。（「そうですね」と言う者
あり）補償の内容もよくなって、何
で加入が伸び悩んでいるんですか
ね。

大崎参考人補助者 水稻については、
これは農業者の選択なんですけれ
ども、水稻は水稻単体で、なおかつ
一筆ごとの被害に対して共済金が出
るんですね。ところが、この収入保
険は、その農家の収入全体が単位
になりますので、水稻だけを作っ
ている農家であっても水稻全体で
見ると1割減るとか、そういうこと
は余りないと。あるいは水稻以外
に野菜を作っていると、水稻が悪
くても野菜がよければ補って、農
家全体から見ると、1年間の販売
収入としてはそんなに落ちないとい
うのがあるということです。そこ
が少し伸び悩んでいるところ
です。（「なるほど、そういうところ
ですね」という者あり）

森委員長 そのほかございませんか。

土居委員 県の執行部に質問
ですけども、11ページに大分県
への要望をいただいています。無
保険者をなくす取組や保険の選
択は農業者だということを周知
してもらいたいということを書
いているんですけども、今後の
具体的なこの方策について伺
いたいと思います。いかが
でしょうか。

田邊団体指導・金融課長 今、
委員から質問が

あった件ですけど、平成30年度から農業収入保険の普及啓発を事業テーマにした補助制度を県独自で作ってございまして、実際、共済組合に100万円ほど補助しています。2分の1補助という形ですが、パンフレットやチラシの作成の補助などもしておりますし、実際にこういった収入保険を直接農業者、特に認定農業者や青色申告をされている方々に対して説明するための会場費についても金銭的な支援をしています。

それから、直接農業者の方々とお話をする機会が多いのが各振興局の普及員ですので、普及員に対して、この収入保険の農業者への周知を徹底するようにと、今年度当初から再三にわたってお願いをしてくれているところです。

昨年末にまとめた実績で、この12月ぐらいまでに合計で約30回、いろんな部会や農業の研修会、そういった中で直接御説明いただいたり、あるいは県の普及員が収入保険の説明をしたりということをやっています。こういったことは来年度も引き続きやっていきたいと思っています。

それから、特に農業者の方も野菜の価格安定とか既存制度と比べて、どっちがいいかということが実感としてなかなかつかめていないのが実態のようで、どっちがいいかちょっとよく分からないなという声を我々もよく聞いております。その辺は粘り強くやっていかなきゃいけないんですけども、特に野菜については、農協ごとの部会でまとまってこの対策にしましょうということが、おおむね決められているケースがかなりあります。

共済組合からも御説明があったとおり、最終的には農業者が選択するということもあるんですけども、部会でまとまってということも。価格安定制度に乗るためのいろんな条件の中で、共販率とか、そういう部分も条件で出てきますので、そこら辺りは、なかなか兼ね合いが難しいんですけども、その部分についても農協にもこの収入保険制度の周知をしっかりとやっていただきたいということを我々から農業協同組合にお願いをしているところです。

非常に地道なんですけど、そういうことを続け

ていくのかなと今は考えております。

土居委員 答えの後半部分ですね。行政とNOSA Iと農協と連携して、お互い行き来しながら、そういう機会があれば出向いて行って、きちんと説明していただきたいと思っていますので、引き続きよろしくをお願いします。

森委員長 そのほか、委員の皆さまよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、委員外議員の皆さまは。

麻生委員外議員 農家の所得補償という意味では非常にいい制度だろうと思うんですが、農家の皆さん、生産者も高齢化している中で、今言った生産法人化、集落営農法人とか、部会とか、そういったところとの連携というのは非常に重要になってくると思うんです。一方で、商工労働でも中小企業の事業承継の仕組みの中で、事業承継を前提にしたインセンティブ的なものもあります。何か農業に関しても、保険に加入していた土地で耕作していた畑等々で、加入率を上げていくためには何らかのインセンティブが要るんじゃないかなと思うんですよね。そういった部分は県の執行部とも十分連携を図って工夫して、何かアイデアがあればお出しただければいいんじゃないかなと思います。何か加入促進につながるような県独自の政策——インセンティブを、さきほどは県独自の政策が含まれないといったこともあり、何らかの政策を組み込む必要があるかと思っておりますので、そのアイデアを一緒になって作っていただければと思います。よろしくをお願いします。

森委員長 ありがとうございます。そのほかよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、質疑もないようですが、この際何かありませんか。

阿部参考人 私どもはありません。

森委員長 それでは、ほかにありませんので、これで質疑を終了いたします。

この収入保険制度の周知によって、また、意欲ある農家の皆さんが所得を向上させられることが、最終的な大分県農業の発展につながる

思います。また、普及等に御尽力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。これで委員会を終わります。